

災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書

浜松市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲乙間において令和*年**月**日付けで締結した「市有財産有償貸付契約」（以下「貸付契約」という。）に基づき設置した自動販売機内の販売品に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等（以下「災害」という。）の場合において、貸付契約に基づき設置した自動販売機内の販売品の無償提供の取扱いについて定めることにより、乙が自動販売機を設置した別記1の施設（以下「本件施設」という。）の来場者、職員、関係者（以下「利用者」という。）の飲料水等の確保に関する支援体制を確立し、もって利用者の安全確保に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の場合において災害対策本部を設置し、災害応急対策業務を実施する場合又は本件施設が避難所又は緊急避難場所として利用される場合において、乙の協力が必要と判断したときは、この協定に基づき乙に対して書面で協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等書面以外の方法で協力を要請することができるものとし、後日速やかに書面を交付する。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、次の各号に掲げる事項について協力する。

(1) 本件施設内の自動販売機の取扱いについて甲に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うこと。

(2) 本件施設内の自動販売機内の販売品を無償提供すること。

(3) その他、甲乙協議のうえ必要と認めたこと。

2 乙は、前項各号に定める事項を履行するために必要な物品及び操作方法を明記した書面等（以下「提出物品等」という。）をあらかじめ甲に提出しなければならない。

3 甲は、提出物品等を厳重に保管しなければならない。

（協定解除等）

第4条 甲は、第6条の有効期限をもって、提出物品等を速やかに乙に返却しなければならない。

2 甲は、提出物品等を破損、紛失したときは、直ちに乙に連絡し、修繕等の費用を負担し

なくてはならない。

3 乙は、甲が第1条以外の目的で自動販売機内の販売品を使用したことを確認したときは、直ちにこの協定を解除し、甲に提出物品等の返却を求めると共に、甲に対し損失分の支払いを請求することができるものとする。

(努力義務)

第5条 乙は、この協定の目的を達成するため、浜松市地域防災計画に基づき甲が実施する災害応急対策業務に可能な限り協力しなければならない。

(有効期間)

第6条 この協定は、貸付契約の開始日から満了となる日又は解除された日までを有効期間とする。

(費用負担)

第7条 この協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の承認を得た費用については、この限りでない。

(協議)

第8条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 所在地 浜松市中央区元城町103番地の2

名 称 浜松市

代表者 浜松市長 中野 祐介

乙 所在地

名 称

別記1（第1条関係（本件施設））

施設名称	施設所在地	設置場所
長上協働センター	浜松市中央区市野町2620番地の1	1階ロビー